# 検証「兵庫県動物愛護センターの違法な動物殺処分」 無法な動物殺処分を目的とする同センターの廃絶を求める

2020年5月22日

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

- 1 兵庫県動物愛護センターの違法・不法な殺処分・訴訟
- (1) 第1次訴訟の即日の殺処分行為

殺処分の法的根拠がなく、引取当日に引取動物の5割から8割近くを殺す。

同センターの判定基準は、犬などについて、後述の通り、動物に無知、殺害するための基準と言われる(動物トレーナー、獣医師鑑定意見書)。動物殺害は重い犯罪行為であり保護すべき動物を即日殺す(改正動愛法2020年6月施行、5年以下懲役、500万円以下罰金)、動物の所有者、占有者を侵害する無法(民法240条、所有者は遺失物法公示後3ヶ月経過しないと所有権を失わない)、遺棄犯罪者(動愛法44条)の放置、擁護をする。2重、3重の違法、無法の殺処分がされている。

- (2) 第2次訴訟ビーグル系雑種犬殺害事件
  - ビーグル系雑種犬殺害事件は、同センターの判定基準をクリアしたビーグル系 雑種犬が、フィラリア罹患のみで殺処分をするという異常な殺害行為がされた。
- (3) 兵庫県財務規則4条1項6号で、動物愛護センターが所掌する事務に関して発生した債権の管理をする権限は、兵庫県知事から動物愛護センターの所長に委任されており、委任事務の執行権限は受任者の兵庫県動物愛護センター所長三谷雅夫氏に帰属するので同人を被告として、違法殺処分に使った違法な会計行為で、会計を専決したセンター職員と殺処分を専決したセンター職員に対する損害賠償を求める住民訴訟を進めている(弁護団団長辻公雄他4名)。
- 2 兵庫県センターの違法且つ狂気の殺処分

- (1) 兵庫県センターは、長く三谷雅夫氏(現所長)の「センターが動物を殺すこと」を信念とする下で運営されてきたと言われる。そのポリシーは「世の中のために犬猫の殺処分をすることがセンター」であるとの狂気と言える思想である。
- (2) 日本犬は、一般的に「ワンマンドッグ」と言われ、普通の犬は特定の人にのみ気を許し信頼関係を持ち、他の人には「吠える、威嚇する、近寄ってきた者に怯える。噛みつく。」ことは一般的である。これが、センターの「譲渡適性」(第1次審査基準)である。この普通の犬を殺処分することを目的とする。犬猫は感受性ある動物であり、個性をもった犬との共生とは、人と犬との共生のための信頼関係が必要であり、そのための時間と個性を持った犬の特性を理解すれば共生ができるところ、有名なドッグトレーナーの後述記載によれば、兵庫県センターは犬に無知で普通の犬を殺している。
- (3) 即日殺処分は、「収容動物の公示をせず、所有者探しをせず、遺棄犯罪を野放しにして、普通の動物を法律に違反して殺処分する」という、単純明白な無法犯罪の事実である。子供でも分かる道理である。

## (4) 猫殺処分禁止違反

兵庫県センターは、猫は、特に人間社会に大きな損害を与える動物ではなく、 単に地域で生活をして、人に潤いや孤独を癒す生活を豊にしてくれるペットとし て共生する可愛い小動物である。猫が迷惑、被害を与えるというのは、人として 猫との共生を否定するもので不当に猫を排除することは法律上許されない(猫殺 処分は法律の根拠がない。付帯決議「殺処分目的の猫引取は許されない」)。猫殺 処分は違法である。

#### (5) 動物殺害のみを目的とする狂気の機関

兵庫県センターは、長く三谷氏(現所長)の「センターが動物を殺すこと」を 信念とする下で運営されてきたと言われる。そのポリシーは「世の中のために大 猫の殺処分をすることがセンターの理念である」との狂気の思想である。

三谷氏ないしセンター職員(副所長犬伏氏が第2次訴訟のビーグル系雑種犬を

フィラリアだけで殺処分した)の、独特な「人以外の動物は全て殺処分する」との優生思想の下で、小鳥などを含めて基本的に全て殺してきたことが記録上明らかとなっている。

それは、ナチスによる、障害者やユダヤ人に対する収容と皆殺しの優生思想と同様である。およそ人として狂気で犯罪である。

日本の動物文化は、仏教文化の下で、肉食禁止、来世は人や他の動物に生まれかわるとの輪廻(六道)の思想から動物殺処分は嫌忌されてきた。日本の子供の動物の絵本は、動物が人間と対等に感受性を持った生きものとして、桃太郎、浦島太郎、花咲かじじいなど、動物と共生する文化を育んできた。

動物愛護管理法の基本精神はここにある。

- 3 兵庫県センターの違法・犯罪
- (1) 人と動物の共生義務、動物殺傷は5年以下の懲役の重罪である。

動物愛護法の人と動物の共生は、「人も生き物として他の動物と共生し、それが人間社会の平和の精神の涵養につながることを目的」としている(第1条)。

神戸の猫の首切り事件が子供の首切り事件につながり、それが、1999年に動物「保護」管理法から動物「愛護」管理法に法律の名称を変えて、法律改正がされた。動物愛護法が、動物の命と人と動物の共生を基本原則(第2条)とし、行政はその啓発活動をする責務(第3条)がある。所有の有無に拘わらず犬猫などの愛護動物の命と安全を刑罰を課して守ることが法律(第44条)である。

# (2) 猫、犬の殺処分ゼロの義務

平成24年法改正は、殺す行政から生かす行政へとの大きな立法活動があり、「動物殺処分ゼロを目指す議院連盟」によって、殺処分目的の野良猫の引取禁止と地域猫活動、犬は動愛法35条1項の例外として引取禁止・終生飼養義務を規定し引取制限を課し、広く譲渡募集をして殺さないとの立法を果たした。これについての行政の運用として猫の殺処分目的の引取禁止、殺処分ゼロを目指した。

他の行政の多くが、犬猫の引取制限を厳しくして(「緊急避難の引取しか認めない。」平成25年8月30日環境省告示第86号「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」)をして、猫は地域猫活動を官民一体で進めて猫の殺処分をゼロとし、犬も所有者探し(返還)と広く譲渡募集をして殺処分ゼロへ積極的に取組がされている。

行政は、民間団体や業者(奈良市の場合、ペット業者にも譲渡募集の協力を求めている)とも連携し、譲渡会をし、譲渡支援をして殺処分ゼロに向かっている。

#### (3) 無法、犯罪行為の機関

犬猫の殺処分は、犬については、法律上、狂犬病に罹患した犬についての殺処 分規定しかなく、狂犬病は昭和31年以降日本では発症はない。猫は法律において 殺処分規定はない。

複数の兵庫県センター職員は「平成24年法改正以前は犬猫は一匹も出さずに殺していた」と述べる。また、兵庫県センター職員は「センターは動物を殺すところで生かすところではない」と現在も説明をしている。膨大な犬猫殺処分の法律違反の重罪の犯罪を恥ずかしげもなく続ける狂気の無法の犯罪機関である。

このような違法・不法の動物犯罪の組織、機関の同センターは、直ちに動物殺処分を停止されること、その組織、機関の廃絶が直ちに求められる。

#### 4 兵庫県センターの動物殺害の無法の事実

同センターの動物殺処分の実体は、① 人に飼われていた所有者不明の膨大な 犬猫を、動物に無知で、動物の命の権利も、所有者の権利も、犯罪的に踏みにじ って殺害し、遺棄犯罪者は闇に葬る。② 所有者、占有者が遺棄、殺害を求める 行為に積極的に引取をして犬猫を殺害している。遺棄、殺傷希望者に代わって殺 害している。③ その他、悪意で動物を殺す、④ 犬猫以外の動物は全て殺処分 をしている。

(1) 過半数の犬猫を即日殺処分をする。全てヤミの中である。動物の命と共生

(動愛法1,2条)を否定する無法、犯罪である。

この犯罪行為が許される訳はない。人類として許されない狂気異常である。

(2) 残された迷子公示と称して一部だけをネットで1日ないし数日の公示をして消して殺害する。実質公示があるとは言えない。公示は、所有者探し(返還)と動物遺棄の犯罪目撃者の収集のためである。その譲渡募集公示はしない。

植田嘉巳が迷子公示から引取をした殺処分判定落ちの犬達は、誰かが飼っていた犬であり、数日で、家、人に慣れ、これらの犬達は各々個性を持って健気に人とも他の犬達とも生活をしている。

- (3) 僅かな啓発譲渡については、同センターは、住民訴訟の裁判所での求釈明に対して、開示を拒否した。司法に対して、行政のセンターが開示を拒否して闇にする。司法を踏みにじる同センターの行為は無法である。
- (4) インコなど犬猫以外の動物の殺害

インコが迷子になったので目撃情報を求める貼り紙を街で見かける。

兵庫県の各警察では犬猫以外のインコ、その他の動物が送致されることがあり、 兵庫県センターは、インコなど他の動物は全て殺処分をしている。犬猫以外の動物殺処分は動愛法に違反する行為であり(動愛法1、2条)、人の所有、占有する哺乳類、鳥類、爬虫類は愛護動物であり、みだりな殺傷罪、虐待罪、遺棄罪の犯罪行為である(同法44条)。

警察の立前は、「センターは動物の専門で動物を生かす機関」への送致とするが、兵庫県センターは「動愛法35条には犬猫の引取規定しかなく、他の動物を引取る義務がない」との説明で全て殺処分をしてきた。即ち、動物殺処分の施設、機関であるとの説明である。センターは警察からの送致は「センターへの殺処分の技術協力依頼」であるとの説明で殺処分する。兵庫県センターでは、2016年6月には警察送致のインコを即時殺した記録がある。その他の動物も引き取ると殺害する行為の記録である。

インコ虐待事件では罰金20万円の刑事判決(名古屋簡裁令和元年(2019年)10

月18日判決、令和元年(ろ)第12号動物の愛護と管理に関する法律違反被告事件、同法44条2項違反。自己のインコを虐待、避妊具を被せたり、点火棒を押しつけて虐待した行為)がされている。検察が殺傷罪でなく虐待罪の起訴をしたこと、への批判がある(青木弁護士報告)。

迷子インコを探し回った人が、他の行政、保険所に問い合わせたが、行政の回答は「インコを殺すことはありえない。」、との報告がある(2020年4月)。

兵庫県センターは動物殺処分センターである。殺す信念の狂気の動物殺処分の 犯罪機関である。

(5) 飼主からの犬猫の積極的引取と、無法に遺棄、殺傷犯罪に協力するセンター 例えば、2018年4月には、他の行政からの譲渡適性犬を譲受けた譲受人が、犬 の登録を取消して犬を飼えなくなったとして2018年4月3日に兵庫県センター(龍 野支所)に持ち込まれた。その犬を兵庫県センターは直ちに引取って2018年4月5日には殺害した。犬には罪はない。飼主は「終生飼養義務を誓って」譲渡を受けた。犬は他のセンターでの譲渡時には何も問題はなかったはずである。

譲受人こそ問題で、譲渡をした行政のセンターが犬をよく知っておりそのセンターが扱うべきである。

しかるに、その飼主は、兵庫県センター(龍野支所)に、気に入らない、飼えないと言って持ち込んだ。飼主は動物に対する責任を負うべきである。ところが、兵庫県センターはその犬を引き取り直ぐに殺処分した。その無責任な飼主に代わってセンターが遺棄犬を引取ってその飼主に代わって殺処分した。センターは、「その飼主がセンターに再度譲渡希望をしたときに悪質飼主として排除するか」との質問に、所員は「特別な扱いはせず普通に審査をするだけ」と答えた。

同センターはその飼主と共謀の同罪である。犬に対して動物殺害の犯罪者として責任を負うべきである。

兵庫県センターは、動物遺棄の犯罪に協力、支援をし、その違法な飼主に代わって犬を殺したに過ぎない。

同センターは動物を生かす意志はなく動物殺害を目的とする犯罪組織である。 後述の有名な犬専門トレーナーによれば、センターの譲渡基準は誤っており、 感受性ある犬に対する知識は無知である。飼主の人間が、犬の人に対する安心や 信頼の得方を知らない。その対応の仕方に無知な飼主の指導が必要である。

兵庫県センターは、動愛法からすれば、法律に一切従わない犯罪者である。

# (6) 譲渡希望者への隠蔽殺処分

センターは過半数の普通の犬猫を、法律の公示義務(遺失物法、動愛法)で生かす義務がある(動愛法44条、2条)ところ、公示が一切なく即日に殺処分し、幸運にも迷子公示のネット公示がされるのは猫2日、犬5日であるが、1日公示だけで飼主を無視して譲渡をした例がある(2020年3月24日)。

同センターは、収容犬猫の公示をしない。譲渡募集をしない。実質、所有者探 しの公示をしない。

2018年10月に西宮在住の榊原弁護士がミニチュアダックスの迷子公示の犬の引取希望をしたが、センター(三木支所)は同弁護士に対して、「啓発譲渡のサイトを見ること」と指示説明をした。同弁護士はそのサイトを見続けたが出てこなかった。後日、確認をするとセンターは、所有者が現れなかったので殺処分をしたと答えた。

センターでは、実質所有者探しをしない、譲渡希望を募る公示はしない。動物の命を繋ぐ行為は一切なく遮断し、センター全体が、動物を生かす意思はなく、いかに短時間で生きる機会の糸を切断して、同センターは、犬猫を殺すことを目的とする悪質な殺処分施設である。

- (7) 警察がセンターへの送致後に飼主が出て来た事案では、センターは所有者に 返還をせず警察へ返還する。警察から所有者に返還された。センターは警察送致 は殺す業務としているために、生かして返還する機関ではないとする。
- (8) 同センターへの送致、同センターから無法な殺処分から救う。
- ① センターが捕獲した猫についてセンターから譲渡を受けた譲受人がセンターの

捕獲場所にチラシを貼ったら所有者が見つかり返還された(2017年1月)。

② たつの警察からのフィラリア犬の引取

植田嘉巳は、たつの警察で2週間公示されたフィラリア感染の犬など2頭を引取った(2019年12月)。2匹とも誰かが飼っていた良い犬達である。センターへ送致されればセンターはフィラリアの犬は即時の殺処分をする(センターの裁判所の回答)。フィラリア殺処分のアンケート調査では都道府県では兵庫県だけが殺処分をする。狂気の殺処分機関である。

③ 警察が2週間公示後に後述チラシ広告をして広告当日に近所の飼主に返還がされた。2020年4月に、警察(南あわじ警察)で2週間公示(公示期限2020年4月29日)をした犬について、岡田実千代氏、THEペット法塾は、警察に、警察の遺失物法公示が、情報が殆どなかった。犬について、迷子か遺棄の動物がいた場所、動物の写真、犬には首輪があり、繋留をしていたチェーンの遺留物の情報は出されていなかった。適正な遺失物法の公示がされていないとして、センターへの送致はしないこと、2020年5月15日までの保管を求めた。南あわじ警察はこれに協力して5月15日まで保管の協力がされた。岡田氏、THEペット法塾は、2020年5月5日にチラシ広告をしたところ、広告を5月5日当日に、直ぐ近くの地元の高齢者の所有者から迷子動物との申出が警察にあって所有者に戻った。警察と所有者から感謝の連絡を受けた(2020年5月5日チラシ添付)

警察が同センターに4月30日に送致をしていれば、犬は10歳余であり、センターは、8歳以上は即日殺処分の対象とし(8歳以上該当〇殺処分記録)、警察公示がされた犬はセンターでは公示せず即時殺処分をする犬であった。

警察ルールが、遺失物法の公示が、所有者返還、譲渡募集処分、犯罪捜査のための公示がなく、「所有者か、譲渡希望者しか、犬を見せない。情報を出さない」との事実上隠蔽して、センター送致して殺処分するという、「動物を守るべき」警察が(動愛法44条)、センター送致の動物犯罪をしていた。

④ 警察官による動物の命を守る努力

兵庫県の複数の警察では、警察ルールの遺失物法の公示が、遺失動物の情報が 隠蔽され、所有者返還、譲渡募集処分、犯罪捜査のための公示がなく、センター 送致、センター殺処分が多数出ている。その中で、警察官がセンター送致殺処分 がされないよう自分で引取って動物を守っている。

- (9) 兵庫県動物愛護センターは、上記各事実について、いずれも、「動物を殺処分することを目的とする違法・不法」の犯罪行為がなされている、動物犯罪の組織、機関である。
- 5 専門家から見た「兵庫県動物愛護センターの殺処分基準」の不法 同センターの「譲渡不適切」犬猫の判定基準はいかの通りである。犬猫を殺処 分するための基準は、違法・不法で犯罪である。

又、センターが裁判所に提出をした「やむをえない殺処分」の証拠は虚偽の内容である。同センターは負傷動物への適切な獣医療をせず、殺処分をしている。 同センターの下記判定項目(同センター)は、即日殺処分基準である。

- (1) 判定項目ア「犬猫の気質」(吠える、臆病など)。下記意見書。普通の犬の殺処分行為である。
- (2) 「猫の引取殺処分」 猫の殺処分は、猫の命と人との共生社会を否定するもので動愛法に違反、明らかにみだりな殺傷である。
- (3) 判定項目イ「健康状態」について 下記鑑定意見書 告示では「負傷を負って苦痛にあり、治療をしても直る見込みが無く苦痛を除くための殺処分」が負傷動物である。センターでは、治療をして、その上でやむをえないときのみ殺処分が許される。鼻水、目やになど、体調不良とまで言いがたい犬猫まで殺処分をしている。治療もせずに殺処分をしている。
- (4) 判定項目ウ「しつけや長期及び高度な治療等を行うことの要否」について 動物の命がかかっており、「広く譲渡募集義務」の法律の責任を踏みにじる悪 質な犯罪である。動物の命を馬鹿にしている。

(5) 判定項目エ「フィラリア」について

センター本所から引き取りをした「ワンダー」は、センターでは「フィラリア 中の強」の説明であった。しかし、獣医師は診断の結果、フィラリア血液抗体検 査結果フィラリア陽性は認められず、治療の必要は無いと診断している(甲25)。

THEペット法塾の行政アンケートの調査によれば、「フィラリアで譲渡をしない」との都道府県は兵庫県のみ。みだりな殺傷罪である。

(6) 判定項目オ「総合判定」について

「年齢や引取り等に至る経緯も含めた総合的な判断」。命を奪うのは犯罪である。命を奪うための合理的事実は皆無である。狂気の殺処分を行う項目である。

- (7) センターの殺処分目的の異常な殺処分の判定基準
  - ①「年齢推定 8歳以上は譲渡不適切犬猫」殺処分。
  - ②「幼齢犬猫、譲渡不適切犬」殺処分。
  - ③「体重20キログラム以上の犬は、譲渡不適切犬」殺処分。

### A-1 藤本憲治氏報告書(ドッグトレーナー動物保護団体ヨンナナ代表)

藤本憲治氏報告の一部、犬の「吠える、引き下がる、動かない」など、攻撃性・恐怖性を有する犬猫を殺処分する基準とすることは、収容された犬に首輪やリードを着ける際にある反応であるが、これらの行為は、人を意識してのアクションであり、コミュニケーションの取れる犬である。威嚇、吠える行為は近づくと怖いから寄ってくるなとアピールしている。また隅で怯えているのは、人に対し、恐怖で動けない。触ろうとすると思わず口が出てしまう事はあるが、追ってきて咬もうとする犬はほぼいない。

兵庫県センターの問題として次があげられる。

- ① 兵庫県センターは、犬の特性や、犬が人と同様の感受性をもって信頼関係を形成すれば一般家庭で生活できる犬である。犬の問題というより適切な飼主に引渡すことが必要である。兵庫県センターは犬に関して無知である。
- ② 兵庫県センターは、動物を生かす意思を欠き殺処分しか目的としていない。

A-2 髙橋忍氏「犬の譲渡適性判断の意見書」(ドッグトレーナーNPO法人DOG DUCA代表)

同センターの判定基準は表象的な性格判断で誤った判断である。

獣医師による譲渡判断は経験を積んだ訓練士・ドッグトレーナーではない。 適切な判断が出来ていない。飼育放棄の相談があるが、飼い主に正しい接し 方を指導して解決する。愛情不足で飼育放棄となった犬も訓練後譲渡されて問 題行動は起こしていない。

「推定8歳」で殺処分をすることの誤り。現在、犬の寿命は、平均14.4歳である。過去3年間(2017~2019)で保護した犬の約23%の36頭が8歳以上である。高齢者からは「生きる張り合いが出来た」という声をたくさん受けている。

獣医師は犬の病気の専門家であって行動の専門家ではない。獣医師は病理学で診断して、病気や遺伝によるものとの誤った先入観で、訓練ではなく精神安定剤を使う医師もいる。

髙橋忍氏意見書から兵庫県センターには次の指摘ができる。

- ① 兵庫県センターは動物を知らない。
- ② 動物を理解せず、感受性のある犬を殺処分する誤りを犯している。
- B 相良獣医師「鑑定評価書」による兵庫県センターの「犬猫の譲渡適正判断」に ついての鑑定評価の要旨は次のとおりである。
- (1) 第一次判定基準には、センターに搬送された当日の愛護動物の許容性(人との共生)と健康状態が記載されているが、許容性と健康状態は殺処分の判定基準とならない。行政が行う愛護動物を即日に殺処分ができるのは、負傷動物で治癒不能の中で痛みを除くための緊急避難の措置である。愛護動物の許容性の評価に基づいた殺処分は認めていない。

愛護動物の許容性判断は、動物がセンターに搬送された当日に行われている。 知らない環境や人に遭遇した動物はそれを安全とは認識しないため、ストレスを 感じ、平常な状態ではない。搬送当日の許容性判断は不合理である。また、新しい環境や人に慣らす工夫や訓練がされていない。

(2) 獣医師による外見診察では病気にかかっているか否かは判断できず、かつ治 癒不能の犬猫であることの判断はできない。

治らない病気でも継続的な治療やペインコントロールなどで生活の質(QOL)を保ちながら病気と共生することができる。治らない病気で、次第に治療に反応しなくなり、ペインコントロールや苦痛のコントロールがとれなくなり、QOLが保てなくなって初めて安楽死を考慮する。QOLが保たれているのであれば安楽死は考慮しない。「治療不能」とは、①完治しない病気でさらに②治療に反応しない、ペインコントロールがとれない、そのため動物が多大な痛みや苦しみから逃れられない状況であるということ、そのために③「緊急避難の措置」として安楽死を行うということである。③緊急性がなく、①治らない病気であるという証拠もなく、また、②その病気と共生するための継続的な治療とその治療に対しての反応をモニターすることなく、殺処分をすることは許されない。

獣医師の初診で行うべき診察が行われていない。診療記録において、診察の基本となるTPR(Temperaturc体温、Pulse心拍数、Respiration呼吸回数)、聴診、体重測定がされていない。できる限りの検査をし、できる限りの治療を施し、モニタリングすべきである。

鑑定評価書による兵庫県センターの問題

- ① 感受性のある犬猫は人や環境に対して信頼関係が変化する。時間、日数を経て動物がクールダウンした平常の状態でなければ性格は判断できない。職員との信頼関係が確立して初めて、その愛護動物本来の性格が評価できる。即日に判断ができない。性格判断で殺処分は許されない。
- ② 獣医師の社会的使命の一つとして命の大切さを伝えることがあげられる。行政は、動物愛護法を尊重し、命を大切にする責務がある。

- C 相良獣医師「鑑定評価書(2)」兵庫県センター提出「譲渡不適切」犬猫の殺処分画像、診断書などについて
- (1) 写真の題名、写真の内容、譲渡候補動物判定表【子ねこ1次】の内容、診療 記録の内容が一致しない。①写真の題名には"人に対し強い恐怖性及び攻撃性反 応を示す子猫"とあるが、攻撃性はない。判定表【子ねこ1次】の人への許容性 のところでも威嚇に丸はついていない。

重度の伝染性鼻気管炎については、診療記録に目ヤニ鼻汁(+++)と譲渡候補動物判定表【子ねこ1次】の猫伝染性鼻気管炎の諸症状に重度と丸がついているが、写真では多量の眼脂が認められず、目の結膜浮腫や結膜癒着が見られず、目はパッチリと開いている。

- (2) 安楽死が医療的に必要な状態ではない。①全身状態(元気食欲)はほぼ正常。通知様式第5号、診療記録において9月5日の最後の記録では、Vig (+) すなわち元気 (+)、また、AP (+) すなわち食欲 (+)、元気食欲はある。写真の題名には食欲廃絶の記載があるが、通知様式第5号、診療記録には、8月31日センター搬入時には食欲少量ではあったものの、9月1日、9月2日、9月4日、9月5日ともAP (+) で食欲ありと記載されている。食欲廃絶状態ではない。写真の題名には老齢と記載があるが、譲渡候補動物判定表【成ねこ1次】には推定年齢の1歳~7歳のところに丸がついている。
- (3) 写真3-4 8-35号 顎に大きな腫瘤を認める成大。安楽死に至るまでのカルテ記載がない。通知様式第5号診療記録には犬が搬入された6月22日と翌日の6月23日の記載しかない。6月23日から6月30日殺と記載の7日間の記載がない。最後に診察した6月23日を見る限り、Vi(↑)と記載があるため元気は上向き。また、食欲に関しては、6月22日夕方AP(+)なので食欲はあり。6月23日にはAP夜間(+)とあるので、おそらく前日22日の夜から23日朝にかけてご飯を食べてお皿が空だったということであろう。従って、6月22日の夜までは少なくとも食欲はあった。それ以降の食欲は記載がないため不明。安楽死の対象にならない。

センター搬入当日6月22日の診療記録には、歩行困難との記載がある。翌日の6 月23日では歩行(+)と記載がある。つまり、歩行困難から歩行(+)と歩様は 改善している。従って、少なくとも6月23日の時点では、病状は改善している。

歩行困難が継続していても、ペインコントロールがとれていてQOLが保たれているのなら安楽死の必要性はない。

鑑定評価書(2)からは、兵庫県センターには次の問題がある。

- ① 兵庫県センターの証拠は虚偽的で適正に動物と向き合っておらず動物の命に対して不当違法である。② 兵庫県センターの証拠は、写真説明の内容とカルテ等の資料は不一致であって、誤魔化しの虚偽的証拠である。③ 動物の許容性等に無知である。④ 兵庫県センターは、動物への命を尊重、配慮していない。病気の動物に対する検査がまともに適正になされていない。生命の危険はなく元気であるのに、治療をせず負傷動物などと虚偽の説明で殺処分している。⑤ 兵庫県センターは獣医師としての資質を欠くばかりでなく、動物を扱う資格も知識もない。人間としても資質を欠いている。
- 6 兵庫県、同センターは嘘、動物犯罪の機関の廃絶を求める。
- (1) 兵庫県知事とセンターの嘘と違法

センターは、動物を生かす、返還する、譲渡する、との意志や行為は皆無である。 同センターは動物の犯罪機関である。

井戸兵庫県知事は「吠える犬などやむを得ないときだけ殺処分している」と兵庫県の動物行政を説明をするが、真っ赤な嘘である。センター職員は無知な県民に対して虚偽を繰り返してきた。「法律に基づいて運営をしている。」「やむをえないときのみ殺処分する」、「専門家が判断している。お任せ下さい。」「私達は頑張っている。殺処分数は減っている」など、そのいずれもが全て嘘である。上記の通り、センター職員自身が、上記違法な動物殺処分について、「センターは殺すところで生かすところでない」との回答をしている。

同センターは、殺処分数の減少は同センターが頑張っていると説明をするが、 同センターは無法な殺処分をする犯罪行為しかしていない。殺処分機関に動物を 持ち込まないために、民間も警察官も頑張っている。

三谷所長初めセンター職員は「犬猫は出さずに殺すこと」「動物は殺処分する」ことを目的とする狂気の行為が続けられている。

このような膨大な動物の命をみだりに奪って、狂気の動物殺しをしつつ、「や むをえないときのみ」と平然と嘘をつく。兵庫県センターの、残酷、異常な殺害 の犯罪を闇に葬むろうとする。知事、センターの嘘は、到底許されない。

## (2) センターの司法の隠蔽

平成31年当時、本所副所長の村田氏は、「センターは、なぜ、教えないといけないのか。教える必要はない。」、「ペット法塾はセンターは情報を隠すと言っているがそれで良い」、「訴訟に関することは裁判内で答える」と言った。

そしてセンターは、裁判でも譲渡募集(啓発譲渡)犬猫数など、開示の拒否を した。行政は法律の下でなされるべきで司法をバカにするものである。

(3) 兵庫県の動物殺処分の犯罪機関の同センターの廃絶を直ちに求めます。